

○福岡市新入学児童ランドセルカバー配付事業協賛企業・団体募集等要領第5条第2項各号に規定する企業・団体

次に該当する企業・団体は、御協賛の申込みをいただくことができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融業
- (3) 商品先物取引業
- (4) 酒類販売にかかるもの
- (5) たばこ製造業種
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 法令等で認められていない業種・商法・商品にかかるもの
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 国家資格等に基づかない者が行う療法等にかかるもの
- (10) 興信所・探偵事務所
- (11) 死亡、結婚、離婚に関わる業種
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 規制対象となっていない業種でも、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するものなど、社会問題を起こし協賛者とするのに適当でないと市が判断する業種
- (15) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの
- (16) 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納があるもの
- (17) 悪質な行為などにより市の指名停止期間中である事業者や、その他の行政指導を受け改善がなされていないもの
- (18) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用する又はその恐れがあるもの